徳島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間797円」を「１時間801円」に改める。

徳島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年徳島労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

徳島労働局長　加藤　敏彦

第４号中「１時間753円」を「１時間759円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県パルプ、紙製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間775円」を「１時間780円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月25日から効力を生ずる。

沖縄労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県畜産食料品製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 11 月 21 日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間668円」を「１時間671円」に改める。

公　告

認　事　項

工 場 財 団

帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に帯広市西九条南八丁目５番地帯広ガス株式会社ガス製造及び精製工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 11 月 21 日

釧路地方法務局帯広支局

帯広市西九条南八丁目５番地**帯広ガス株式会社**の工場財団に帯広市南町南九線59番４帯広ガス株式会社南帯広工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 11 月 21 日

釧路地方法務局帯広支局

広島県府中市目崎町762番地**リョービ株式会社**の工場財団に静岡市清水区蒲原5215番地の１リョービ株式会社静岡工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年 11 月 21 日

静岡地方法務局清水出張所

鉱 業 財 団

山口県美祢市伊佐町伊佐3362番地**薬仙石灰株式会社**の鉱業財団に機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 23 年 11 月 21 日

山口地方法務局宇部支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成23年11月11日から２年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年 11 月 21 日

富山地方法務局長　髙橋　　仁

記

氏名　眞田　　孝

所属する司法書士会　富山県司法書士会

登録番号　富山第272号

事務所の所在地　富山県富山市呉羽町2763番地３

違反行為　名義貸し又は他人による業務の取扱い等

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 17 号

次に掲げる鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所に下記のとおり通知の内容を掲示した。

登録番号　島根県採掘権登録第54号　鉱業権者

広島市東区尾長東二丁目６番34号　株式会社立地

記

１　聴聞開催日時　平成24年２月15日14：00

２　聴聞開催場所　中国経済産業局第２会議室

３　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地　中国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課　広島市中区上八丁堀６番30号広島合同庁舎２号館３階

４　聴聞の通知に係る書面は上記３においていつでも交付する。

平成 23 年 11 月 21 日　　中国経済産業局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第２２８２号

札幌市中央区大通西12丁目

申立人　札幌地方検察庁

検察官検事　伊藤　俊行

本籍不明、最後の住所札幌市東区北27条東９丁目３番14号　北27条クラブハウスＡ―105号室、死亡の場所札幌市東区、死亡年月日平成22年５月下旬頃、出生の場所不明、出生年月日推定昭和５年１月16日、職業不明

被相続人　亡　通称　田中　朝男

事務所札幌市中央区南１条西11丁目327番地６　ＴＳ札幌ビル６階　こばと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　木場　知則

札幌家庭裁判所

平成２３年（家）第２２８３号

札幌市中央区宮の森２条12丁目１番14号

申立人　尾﨑　英雄

本籍札幌市中央区南13条西８丁目556番地、最後の住所札幌市白石区北郷１条３丁目１番54号　グループホームあさひの家308号、死亡の場所札幌市中央区、死亡年月日平成23年９月19日、出生の場所北海道札幌郡豊平町、出生年月日大正11年３月５日、職業無職

被相続人　亡　守谷　ヒナ

事務所札幌市中央区大通西12丁目４番　あいおいニッセイ同和損保札幌大通ビル６階尾﨑英雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　尾﨑　英雄

札幌家庭裁判所

平成２３年（家）第２０６３号

山形市大字下東山433番地の１

申立人　伊藤　孝順

本籍山形県山形市若葉町231番地２、最後の住所山形市若葉町４番19号、死亡の場所山形県山形市、死亡年月日平成23年５月10日、出生の場所山形県山形市、出生年月日昭和14年１月18日、職業無職

被相続人　亡　前田　光子

事務所山形市旅篭町２丁目１番11号　ステージ八山２階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　粕谷　真生

山形家庭裁判所